

（設置）

第 1 条 草津市版地域再生計画に基づき、一層の地域再生の推進を図るための意見、助言等を求めるため、草津市地域再生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（役割）

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見交換を行うものとする。

- (1) 郊外部における生活拠点の形成に関する事項
- (2) 郊外部における交通環境の充実に関する事項
- (3) 郊外部における地域資源を生かした事業等に関する事項
- (4) その他協議会において必要と認められる事項

（組織）

第 3 条 協議会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する団体を代表する者
- (3) 関係する事業者を代表する者
- (4) 関係する地域住民を代表する者
- (5) 草津市市民参加条例（平成 24 年草津市条例第 21 号）第 8 条に規定する公募により選考する市民

(6) その他市長が適当と認める者

（会長および副会長）

第 4 条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の進行を行う。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長が、必要があると認めるときは会議にその他の関係者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

（庶務）

第 6 条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において行う。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 月 日から施行する。